

地方の
自治の
Y R 生
の意義

(九)

公法へたる以上権利義務

の主體たることは勿論であ

るが尙その區域内の住民に

對して一定の權力を行使し

得るのである、即ち市町村

によつて一定の立法権を

與へられてゐる、市町村條

例は即ち之れに該當する市

町村條例は自治體の法規で

あるから市町村會の議決を

要し監督官廳の許可を要す

ることになつてゐる、

又條例の外に例へば圖書

閲覽規則の如き規定を設け

得る

市町村の數

昭和四年度の調査によれ

ば町村數一萬一千七百六十

一その内町は千六百卅四村

は一萬百廿七にして市の數

は百〇九となつてゐる而し

て近來の傾向は市及市の數

漸次増加し村の數は減少し

つゝある

如何なる地方を市とな

やに就ては今日のところ大

體に於て人口三萬以上の市

街地や商業の發達街區の

體裁、營造物官衙の配置周

園の關係等を考慮して内部

太田の裁量により決定する

ことゝなつて居る

市町村公民

(1) 公民、市制第八條町

村制第六條の規程によれば

「市町村に住所を有する者

は市町村の住民とす」とあ

り又同條に於て「市町村住

民は本法に從ひ市町村の財

産及び營造物を共有する権

利を有し市町村の急務を負

する義務を負ふ」ことに

なつてゐる

利を有し市町村の急務を負

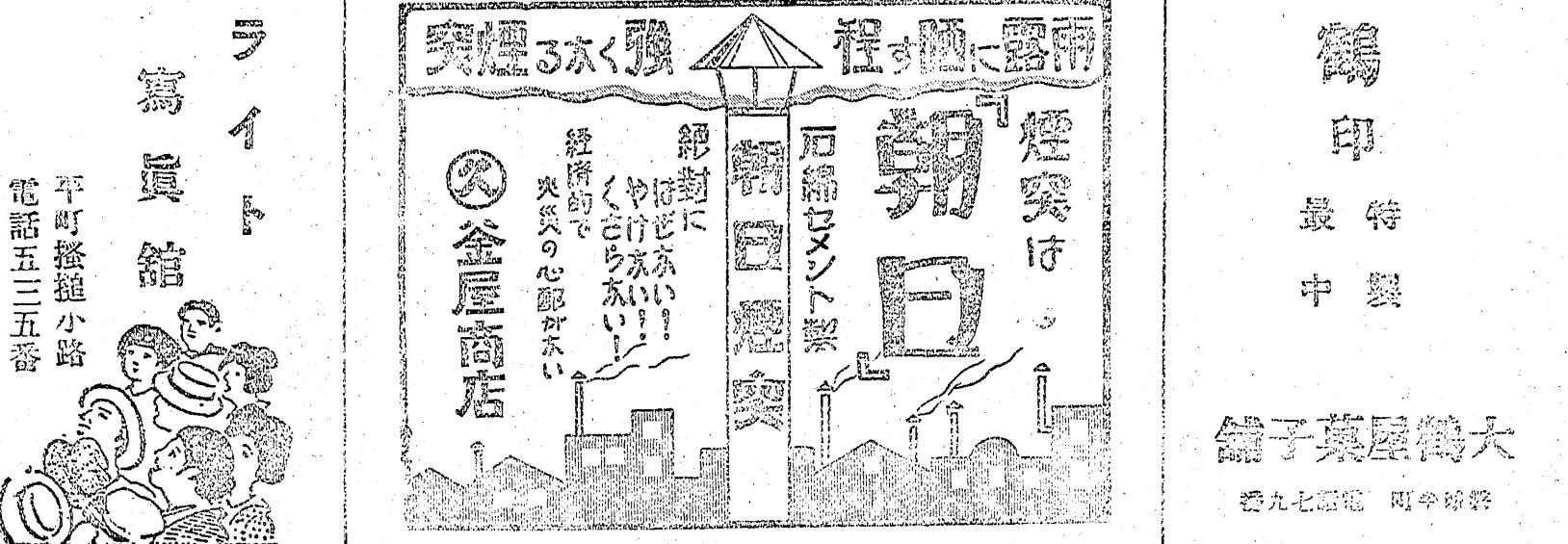
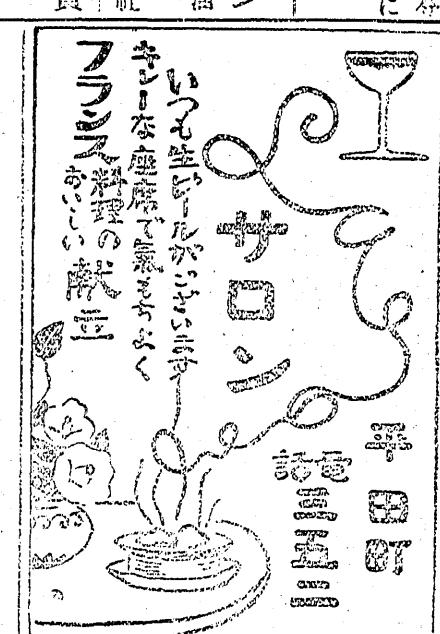
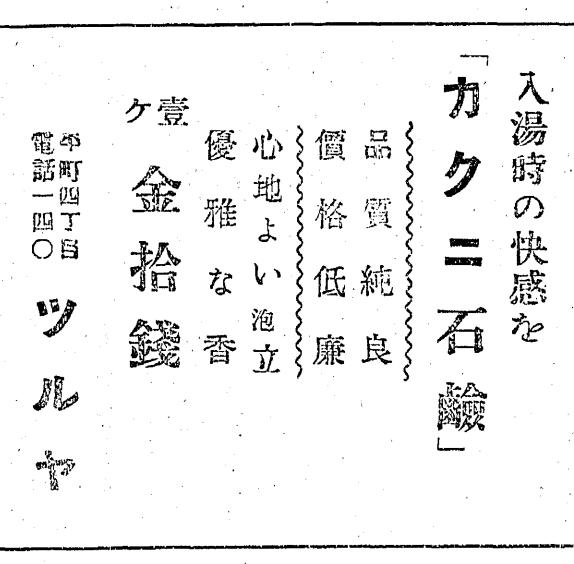
する義務を負ふ

ことに

新良の店舗

冬物入荷

店服果闊



鶴印特製

大屋裏子

電話九七七番

